



## 新型コロナウイルス感染症対応設備導入等補助事業

概要	市では、新型コロナウイルス感染症の拡大および長期化に伴う市内中小企業者に対する緊急対策として、同感染症による経営環境の変化に適応し、感染防止対策を目的とする事業所内の改修工事および設備整備などによって事業継続や経営安定を図る市内の中小企業者に対する補助事業を新設します。
対象	市内中小企業者（一部除外規定あり）
補助内容	事業所内において実施する同感染症感染防止対策事業または非対面ビジネスモデル構築事業に資する設備および備品の購入・設備導入に伴う改修工事などの事業に係る経費で次の条件を満たすもの ・ 交付決定後に着手する事業で令和4年3月31日（木）までに完了するもの ・ 改修工事の施工、備品購入などは市内事業者（外注のみ）に限る ・ 市商工会に推薦される事業 ・ 最低補助経費額（20万円（消費税・地方消費税を除く））を満たすもの
補助金額	対象経費の4分の3（上限200万円）
予算規模	4千万円
申請方法	市役所4階商工観光課または市商工会で配布する書類（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、担当へ提出
事業開始	10月1日（金）から
問い合わせ先	環境経済部 商工観光課 商工観光係 TEL 046（252）7604 FAX 046（255）3550

